

第 21 回京都海区漁業調整委員会 次第

令和 6 年 2 月 13 日午後 2 : 00 ~  
京都府水産事務所 研修室

1 開 会

2 議 案

第 1 号議案 小型機船底びき網漁業の制限措置等について (諮問)

【第 1 号議案資料】

第 2 号議案 小型いかつり漁業の制限措置等について (諮問)

【第 2 号議案資料】

3 協議事項 京都海区漁業調整委員会指示第 67 号及び 68 号に  
ついて

4 その他

5 閉 会

## 第 22 期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任 期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

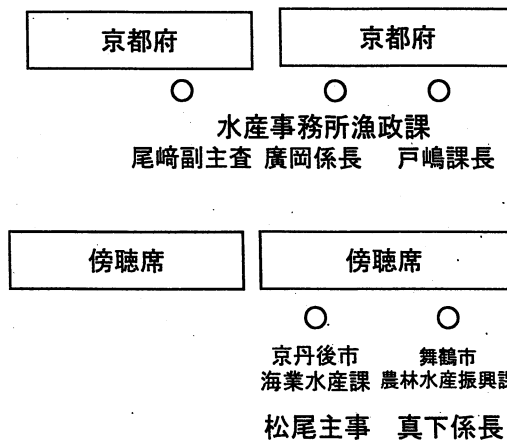
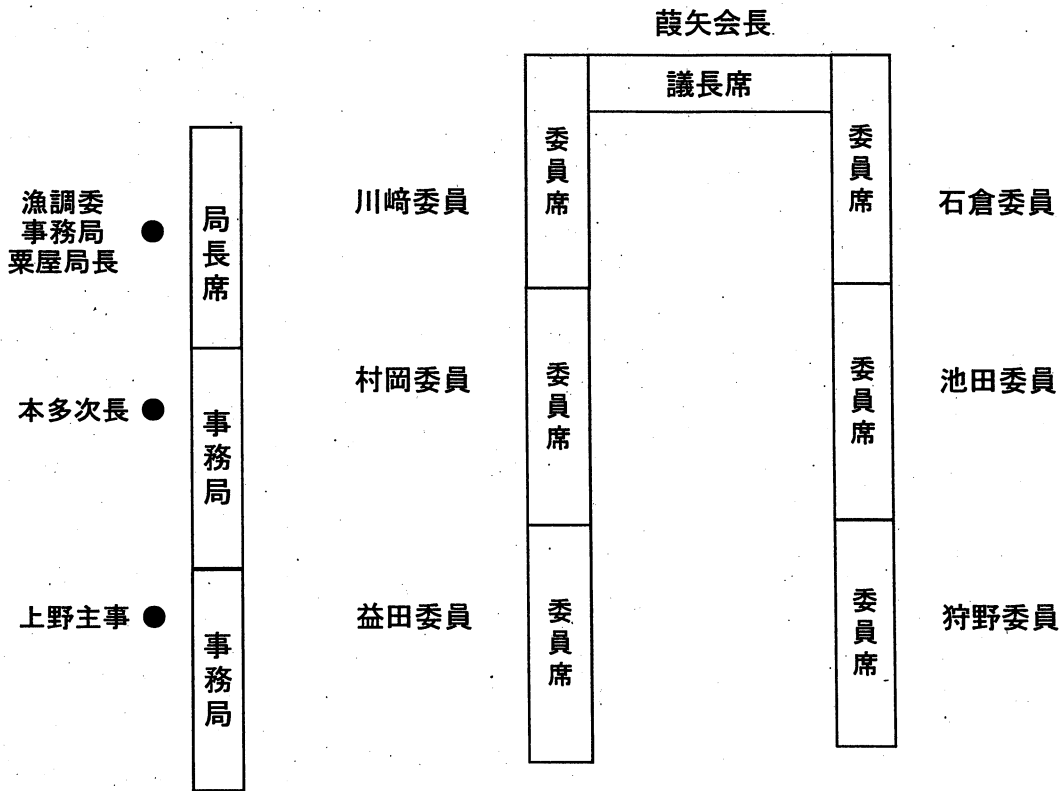
役職	氏 名	備 考
会 長	葭矢 護	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委 員	津田 嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合理事
委 員	川崎 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委 員	狩野 安德	官津地区 定置網漁業 (前) 栗田漁業生産組合組合長理事 京都府信用漁業協同組合連合会代表監事
委 員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委 員	村岡 繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委 員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委 員	池田 香代子	株式会社「とと屋」女将
委 員	吉本 秀樹	伊根町長

第22期京都海区漁業調整委員会

( 第21回 委員会配席図)

令和6年2月13日(火)午後2時00分から

水産事務所 3階 研修室



第1号議案 小型機船底びき網漁業の制限措置等について（諮問）

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料1-1 諮問文（写）

資料1-2 【別 紙】（制限措置等）

漁調委



6 水事第 9 3 号  
令和 6 年 2 月 5 日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型機船底びき網漁業の制限措置等について (諮問)

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。) 第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により同項の規定を実施するため、上記漁業のうち手繰第三種漁業 (とりがいけた網漁業) の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則 (令和 2 年京都府規則第 54 号) 第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和 6 年 3 月 1 6 日から令和 6 年 4 月 1 5 日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：【京共第 8 号】令和 6 年 5 月 1 5 日から令和 1 1 年 5 月 1 4 日までとする。

【京共第 1 1 号、第 1 1 ・ 1 2 号及び第 1 2 号】令和 6 年 7 月 1 日から令和 1 1 年 6 月 3 0 日までとする。

担 当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
手網第三種漁業 (とりがりがいけた網漁業)	<b>32隻</b> (許可上限(100隻)から令和6年1月31日現在有効な許可件数68隻を除いた数: 100隻 - 68隻 = 32隻)	5トン以下	京共第8号	5月15日から8月15日まで	漁業に関して京都府漁業協同組合の同意を得ている者	免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第11号	7月1日から10月31日まで		
			京共第11・12号	7月1日から10月31日まで		
			京共第12号	7月1日から10月31日まで		

第2号議案 小型いかつり漁業の制限措置等について  
(諮問)

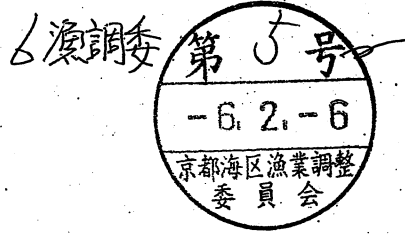
【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議  
をお願いします。

【添付資料】

資料2-1 諮問文(写)

資料2-2 【別紙】(制限措置等)



6 水事第 9 4 号  
令和 6 年 2 月 6 日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型いかつり漁業の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により同項の規定を実施するため、上記漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和 6 年 3 月 1 1 日から令和 6 年 4 月 1 2 日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：

【京都府内の漁船】令和 6 年 5 月 1 0 日から令和 1 1 年 5 月 9 日までとする。

【京都府外の漁船】令和 6 年 5 月 1 0 日から令和 7 年 5 月 9 日までとする。

担 当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438



漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
小型いかつり漁業	<p>3隻 (許可上限(5隻)から令和6年1月31日現在有効な許可件数2隻を除いた数: 5隻-2隻=3隻)</p> <p>20隻 (単年許可、継続の扱いなし)</p>	<p>5トン以上 30トン未満</p> <p>5トン以上 15トン未満</p>	<p>京都府神合海面</p> <p>京都府神合海面</p>	<p>周年</p> <p>5月10日から10月15日まで</p>	<p>京都府内に住所を有する者</p> <p>福井県小型いかつり漁業者と京都府漁業者とが締結した協定に基づく申請者</p>	<p>なし</p> <p>次の海域において操業してはならない。 (1) 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以東の経ヶ岬突端と舞鶴市沖ノ島北端を見通した線から沖合6海里以内の海域 (2) 経ヶ岬突端正北の線以西の距離6海里以内の海域 (3) 操業海域において使用する集魚灯の数は次のとおりとする。 ア 経ヶ岬突端正北の線以西の海域においては、3kW以内の電球12個以内 イ 北緯35度54.19分の線を超えいか釣り漁業操業禁止線(漁業の許可及びび取捕り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)の別表第4のいか釣り漁業の項の1のロの(8)の点と(9)の点を結んだ線)をいう。以下同じ。)までの海域においては、3kW以内の電球18個以内 エ 経ヶ岬突端正北の線以西の海域 オ 水深200mを超えいか釣り漁業操業禁止線までの海域においては、3kW以内の電球12個以内 カ 水深200mを超えいか釣り漁業操業禁止線までの海域においては、3kW以内の電球18個以内 キ 許可船舶は、船橋若しくは船体の見やすい箇所に下記様式の許可番号を標示しなければならず、 ク 可番号を標示し、縦17cm以上、横8.0cm以上の枠内に、1.0cm角以上、太さ1cm以上で、白地に黒色で許可番号を明記したもの。)上、太さ1cm以上で、白地に黒色で許可番号を明記したもの。)</p>
	<p>20隻 (単年許可、継続の扱いなし)</p>	<p>5トン以上 10トン未満</p>	<p>京都府神合海面</p>	<p>5月10日から11月30日まで</p>	<p>但馬海区いかつり漁業者と京都府漁業者とが締結した協定に基づく申請者</p>	<p>次の海域において操業してはならない。 (1) 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以西の経ヶ岬突端と舞鶴市沖ノ島北端を見通した線から沖合6海里以内の海域 (2) 経ヶ岬突端正北の線以西の距離6海里以内の海域 (3) 操業海域において使用する集魚灯の数は次のとおりとする。 ア 経ヶ岬突端正北の線以西の海域においては、3kW以内の電球12個以内 イ 北緯35度54.19分の線からいか釣り漁業操業禁止線(漁業の許可及びび取捕り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)の別表第4のいか釣り漁業の項の1のロの(8)の点と(9)の点を結んだ線)をいう。以下同じ。)までの海域においては、3kW以内の電球18個以内 エ 経ヶ岬突端正北の線以西の海域 オ 水深200mを超えいか釣り漁業操業禁止線までの海域においては、3kW以内の電球12個以内 カ 水深200mを超えいか釣り漁業操業禁止線までの海域においては、3kW以内の電球18個以内 キ 許可船舶は、船橋若しくは船体の見やすい箇所に下記様式の許可番号を標示しなければならず、 ク 可番号を標示し、縦10cm以上、横8.0cm以上の枠内に、黒色で許可番号を明記したもの。)</p>

京都海区漁業調整委員会指示第 67 号及び 68 号について

【理由】

令和 6 年 3 月 31 日に期限終了となる京都海区漁業調整委員会指示第 67 号及び 68 号について、協議をお願いします。

【添付資料】

資料 3 - 1 京都海区漁業調整委員会指示第 67 号、第 68 号の更新に向けて

資料 3 - 2 京都海区漁業調整委員会指示第 69 号(素案)について

資料 3 - 3 京都海区漁業調整委員会指示第 70 号(素案)について

参考資料 委員会指示一覧図(改正素案)

## 京都海区漁業調整委員会指示第 67 号、第 68 号の更新に向けて

### 1 第 67 号「火光利用釣漁法の制限」について

#### [事務局素案]

①現行の 1-(1)で定めている冠島周辺西側の禁止区域について、本年 1 月から施行された第 15 次漁場計画により、当該区域内に定置漁業権が設定されないことにもない保護対象の定置漁具が無くなるため、定置漁業権と同様、設定しないかたちで更新、その他の事項については、現行内容で更新のうえ京都海区漁業調整委員会指示第 69 号として発動する予定。 (資料 3-2 参照)

※前回、令和 3 年度の更新の際にも、廃業にもない京定第 27 号及び 28 号の保護区域(網野東周辺)を設定せずに更新。 (参考資料 参照)

②有効期間は R9.3.31 までとする。

更新後の指示一覧図について、一部の図及び表記を削除又は訂正する。

(参考資料 参照)

### 2 第 68 号油餌釣漁法及びはえなわの制限」について

#### [事務局素案]

①現行内容で更新のうえ京都海区漁業調整委員会指示第 70 号として発動する予定。 (資料 3-3 参照)

②有効期間は R9.3.31 までとする。

## 京都海区漁業調整委員会指示第 69 号 (素案)

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 120 条第 1 項の規定により、京都府海域における火光利用釣漁法の制限について、次のとおり指示する。

令和 6 年 3 月 日

京都海区漁業調整委員会

会長 葭 矢 護

(経ヶ岬突端正北の線以東の海域の制限内容)

- 1 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以東の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

	海 域	1 船舶につき集魚灯 に使用する火光設備
1	<p>京丹後市経ヶ岬突端正北の 2 海里の点と舞鶴市沖ノ島北端及び大飯郡おおい町鋸崎突端を結ぶ線以南並びに白石礁周辺 (水深 100 メートル以浅) の海域のうち、次に掲げる海域</p> <p>(1) 次の B1、B2、B3、B4、B5、B6、B7、B8 及び B9 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>B1 北緯 35 度 33.48 分 東経 135 度 29.20 分</p> <p>B2 北緯 35 度 34.07 分 東経 135 度 29.51 分</p> <p>B3 北緯 35 度 37.03 分 東経 135 度 29.75 分</p> <p>B4 北緯 35 度 37.61 分 東経 135 度 26.92 分</p> <p>B5 北緯 35 度 37.10 分 東経 135 度 25.15 分</p> <p>B6 北緯 35 度 36.41 分 東経 135 度 24.27 分</p> <p>B7 北緯 35 度 35.75 分 東経 135 度 24.08 分</p> <p>B8 北緯 35 度 34.79 分 東経 135 度 24.62 分</p> <p>B9 北緯 35 度 34.44 分 東経 135 度 25.53 分</p>	<p>(1) と (2) の海域： 火光使用禁止</p> <p>(3) の海域：3 キロワット以内の電球 3 個以内</p>

	<p>(2) 次の C1、C2、C3、C4、C5、C6、C7、C8、C9、C10、C11、C12、C13、C14、C15、C16、C17 及び C18 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(ただし、共同漁業権京共第 22 号の区域については、9 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの間に限る。)</p> <p>C1 北緯 35 度 33.97 分 東経 135 度 23.90 分  C2 北緯 35 度 34.69 分 東経 135 度 23.75 分  C3 北緯 35 度 35.40 分 東経 135 度 22.70 分  C4 北緯 35 度 35.41 分 東経 135 度 21.81 分  C5 北緯 35 度 34.61 分 東経 135 度 19.63 分  C6 北緯 35 度 34.18 分 東経 135 度 18.92 分  C7 北緯 35 度 36.79 分 東経 135 度 17.28 分  C8 北緯 35 度 37.61 分 東経 135 度 17.68 分  C9 北緯 35 度 38.12 分 東経 135 度 19.43 分  C10 北緯 35 度 40.02 分 東経 135 度 20.20 分  C11 北緯 35 度 42.26 分 東経 135 度 20.53 分  C12 北緯 35 度 45.16 分 東経 135 度 18.78 分  C13 北緯 35 度 45.48 分 東経 135 度 17.63 分  C14 北緯 35 度 46.38 分 東経 135 度 17.42 分  C15 北緯 35 度 47.19 分 東経 135 度 16.37 分  C16 北緯 35 度 47.50 分 東経 135 度 15.30 分  C17 北緯 35 度 47.17 分 東経 135 度 14.16 分  C18 北緯 35 度 46.51 分 東経 135 度 13.65 分</p> <p>(3) (1)と(2)を除く海域</p>	
2	北緯 35 度 54.19 分の線以南の海域(1 の項の海域を除く。)	3 キロワット以内の電球 12 個以内

3	北緯 35 度 54.19 分の線から、いかつり漁業禁止区域線 (指定漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 別表第 2 いかつり漁業の項 1 口 (8) の点及び (9) の点を結んだ線をいう。) までの海域	3 キロワット以内の電球 18 個以内
---	--	------------------------

(経ヶ岬突端正北の線以西の海域の制限内容)

- 2 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以西の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

	海 域	1 船舶につき集魚灯 に使用する火光設備
1	<p>距岸 2 海里以内の海域のうち、次に掲げる海域</p> <p>(1) 次の D1、D2、D3、D4、D5、D6 及び D7 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>D1 北緯 35 度 40.59 分 東経 134 度 58.21 分 D2 北緯 35 度 41.86 分 東経 134 度 57.59 分 D3 北緯 35 度 42.01 分 東経 134 度 56.85 分 D4 北緯 35 度 41.57 分 東経 134 度 56.18 分 D5 北緯 35 度 40.97 分 東経 134 度 56.21 分 D6 北緯 35 度 40.18 分 東経 134 度 57.03 分 D7 北緯 35 度 40.35 分 東経 134 度 57.83 分</p> <p>(3) 次の E1、E2、E3、E4、E5 及び E6 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>E1 北緯 35 度 38.91 分 東経 134 度 54.06 分 E2 北緯 35 度 39.14 分 東経 134 度 54.67 分 E3 北緯 35 度 40.74 分 東経 134 度 55.37 分 E4 北緯 35 度 41.32 分 東経 134 度 54.56 分 E5 北緯 35 度 41.32 分 東経 134 度 51.83 分 E6 北緯 35 度 39.47 分 東経 134 度 52.05 分</p>	<p>(1) から (3) までの海域： 火光使用禁止</p> <p>(4) の海域：3 キロワット以内の電球 3 個以内</p>

	(4) (1) から (3) までを除く海域	
2	距岸 2 海里を超え、水深 200 メートル以浅の海域	3 キロワット以内の電球 12 個以内
3	水深 200 メートルを超え、いかつり漁業禁止区域線 (指定漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 別表第 2 いかつり漁業の項 1 口 (8) の点及び (9) の点を結んだ線をいう。) までの海域	3 キロワット以内の電球 18 個以内

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(廃止)

4 令和 3 年 3 月 30 日付け京都海区漁業調整委員会指示第 67 号は、廃止する。

京都海区漁業調整委員会指示第 70 号 (素案)

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 120 条第 1 項の規定により、京都府海域における油  
餌を使用する釣漁法及びはえなわ漁業について、次のとおり指示する。

令和 6 年 3 月 日

京都海区漁業調整委員会

会長 葭 矢 護

- 1 油餌 (油いかその他油性物を利用した餌又はその擬似をいう。) を使用する釣漁法及  
びはえなわ漁業を行ってはならない。
- 2 この指示の有効期間は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(廃止)

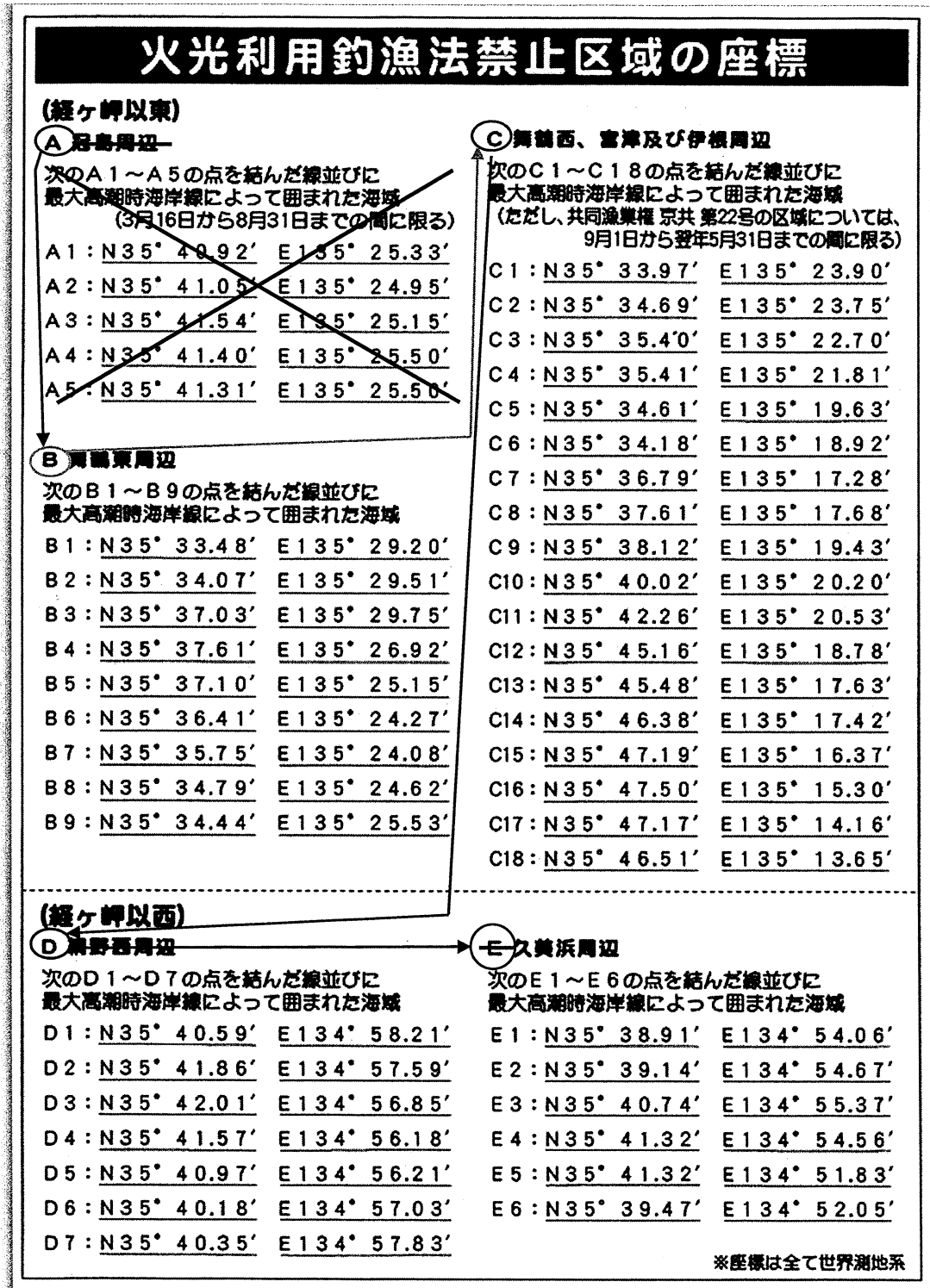
- 3 令和 3 年 3 月 30 日付け京都海区漁業調整委員会指示第 68 号は、廃止する。



委員会指示一覧図【表面】(改正素案：R9.3.31まで有効)



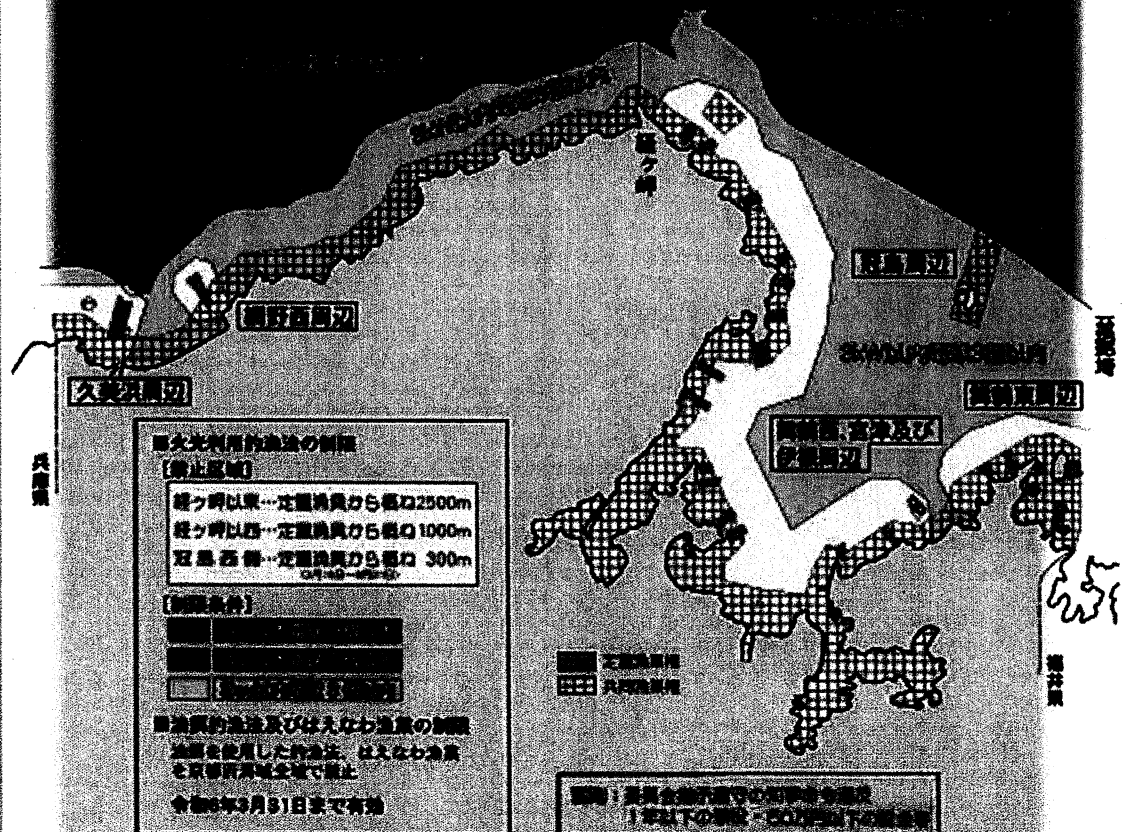
委員会指示一覧図【裏面】(改正素案：R9.3.31まで有効)



委員会指示一覧図【表面】(現行：R6.3.31まで有効)

# 京都海区漁業調整委員会指示一覧図

油罎を使用した釣漁法・はえなわ  
漁業の禁止 (京都府海域全域)



京都海区漁業調整委員会事務局  
 (TEL) 0772-22-4438 (Eメール) kalku-chousel@pref.kyoto.lg.jp

# 委員会指示一覧図【裏面】(現行：R6.3.31まで有効)

## 火光利用釣漁法禁止区域の座標

### (経ヶ岬以東)

#### A 冠島周辺

次のA1～A5の点を結んだ線並びに  
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域  
(3月16日から8月31日までの間に限る)

A1:	<u>N35° 40.92'</u>	<u>E135° 25.33'</u>
A2:	<u>N35° 41.05'</u>	<u>E135° 24.95'</u>
A3:	<u>N35° 41.54'</u>	<u>E135° 25.15'</u>
A4:	<u>N35° 41.40'</u>	<u>E135° 25.50'</u>
A5:	<u>N35° 41.31'</u>	<u>E135° 25.50'</u>

#### B 舞鶴東周辺

次のB1～B9の点を結んだ線並びに  
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

B1:	<u>N35° 33.48'</u>	<u>E135° 29.20'</u>
B2:	<u>N35° 34.07'</u>	<u>E135° 29.51'</u>
B3:	<u>N35° 37.03'</u>	<u>E135° 29.75'</u>
B4:	<u>N35° 37.61'</u>	<u>E135° 26.92'</u>
B5:	<u>N35° 37.10'</u>	<u>E135° 25.15'</u>
B6:	<u>N35° 36.41'</u>	<u>E135° 24.27'</u>
B7:	<u>N35° 35.75'</u>	<u>E135° 24.08'</u>
B8:	<u>N35° 34.79'</u>	<u>E135° 24.62'</u>
B9:	<u>N35° 34.44'</u>	<u>E135° 25.53'</u>

#### C 舞鶴西、宮津及び伊根周辺

次のC1～C18の点を結んだ線並びに  
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域  
(ただし、共同漁業権 京共 第22号の区域については、  
9月1日から翌年5月31日までの間に限る)

C1:	<u>N35° 33.97'</u>	<u>E135° 23.90'</u>
C2:	<u>N35° 34.69'</u>	<u>E135° 23.75'</u>
C3:	<u>N35° 35.40'</u>	<u>E135° 22.70'</u>
C4:	<u>N35° 35.41'</u>	<u>E135° 21.81'</u>
C5:	<u>N35° 34.61'</u>	<u>E135° 19.63'</u>
C6:	<u>N35° 34.18'</u>	<u>E135° 18.92'</u>
C7:	<u>N35° 36.79'</u>	<u>E135° 17.28'</u>
C8:	<u>N35° 37.61'</u>	<u>E135° 17.68'</u>
C9:	<u>N35° 38.12'</u>	<u>E135° 19.43'</u>
C10:	<u>N35° 40.02'</u>	<u>E135° 20.20'</u>
C11:	<u>N35° 42.26'</u>	<u>E135° 20.53'</u>
C12:	<u>N35° 45.16'</u>	<u>E135° 18.78'</u>
C13:	<u>N35° 45.48'</u>	<u>E135° 17.63'</u>
C14:	<u>N35° 46.38'</u>	<u>E135° 17.42'</u>
C15:	<u>N35° 47.19'</u>	<u>E135° 16.37'</u>
C16:	<u>N35° 47.50'</u>	<u>E135° 15.30'</u>
C17:	<u>N35° 47.17'</u>	<u>E135° 14.16'</u>
C18:	<u>N35° 46.51'</u>	<u>E135° 13.65'</u>

### (経ヶ岬以西)

#### D 網野西周辺

次のD1～D7の点を結んだ線並びに  
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

D1:	<u>N35° 40.59'</u>	<u>E134° 58.21'</u>
D2:	<u>N35° 41.86'</u>	<u>E134° 57.59'</u>
D3:	<u>N35° 42.01'</u>	<u>E134° 56.85'</u>
D4:	<u>N35° 41.57'</u>	<u>E134° 56.18'</u>
D5:	<u>N35° 40.97'</u>	<u>E134° 56.21'</u>
D6:	<u>N35° 40.18'</u>	<u>E134° 57.03'</u>
D7:	<u>N35° 40.35'</u>	<u>E134° 57.83'</u>

#### E 久美浜周辺

次のE1～E6の点を結んだ線並びに  
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

E1:	<u>N35° 38.91'</u>	<u>E134° 54.06'</u>
E2:	<u>N35° 39.14'</u>	<u>E134° 54.67'</u>
E3:	<u>N35° 40.74'</u>	<u>E134° 55.37'</u>
E4:	<u>N35° 41.32'</u>	<u>E134° 54.56'</u>
E5:	<u>N35° 41.32'</u>	<u>E134° 51.83'</u>
E6:	<u>N35° 39.47'</u>	<u>E134° 52.05'</u>

※座標は全て世界測地系

委員会指示一覧図【表面】(前回改正 R3.3.31まで有効)



委員会指示一覧図【裏面】(前回改正 R3.3.31まで有効)

火光利用釣漁法禁止区域の座標

(経ヶ岬以東)

A 冠島周辺

次のA1～A5の点を結んだ線並びに  
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域  
(3月16日から8月31日までの間に限る)

A1:	N35° 40.92'	E 135° 25.33'
A2:	N35° 41.05'	E 135° 24.95'
A3:	N35° 41.54'	E 135° 25.15'
A4:	N35° 41.40'	E 135° 25.50'
A5:	N35° 41.31'	E 135° 25.50'

B 舞鶴東周辺

次のB1～B9の点を結んだ線並びに  
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

B1:	N35° 33.48'	E 135° 29.20'
B2:	N35° 34.07'	E 135° 29.51'
B3:	N35° 37.03'	E 135° 29.75'
B4:	N35° 37.61'	E 135° 26.92'
B5:	N35° 37.10'	E 135° 25.15'
B6:	N35° 36.41'	E 135° 24.27'
B7:	N35° 35.75'	E 135° 24.08'
B8:	N35° 34.79'	E 135° 24.62'
B9:	N35° 34.44'	E 135° 25.53'

C 舞鶴西、宮津及び伊根周辺

次のC1～C18の点を結んだ線並びに  
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域  
(ただし、共同漁業権 京共 第22号の区域については、  
9月1日から翌年5月31日までの間に限る)

C1:	N35° 33.97'	E 135° 23.90'
C2:	N35° 34.69'	E 135° 23.75'
C3:	N35° 35.40'	E 135° 22.70'
C4:	N35° 35.41'	E 135° 21.81'
C5:	N35° 34.61'	E 135° 19.63'
C6:	N35° 34.18'	E 135° 18.92'
C7:	N35° 36.79'	E 135° 17.28'
C8:	N35° 37.61'	E 135° 17.68'
C9:	N35° 38.12'	E 135° 19.43'
C10:	N35° 40.02'	E 135° 20.20'
C11:	N35° 42.26'	E 135° 20.53'
C12:	N35° 45.16'	E 135° 18.78'
C13:	N35° 45.48'	E 135° 17.63'
C14:	N35° 46.38'	E 135° 17.42'
C15:	N35° 47.19'	E 135° 16.37'
C16:	N35° 47.50'	E 135° 15.30'
C17:	N35° 47.17'	E 135° 14.16'
C18:	N35° 46.51'	E 135° 13.65'

(経ヶ岬以西)

① D 網野東周辺

次のD1～D8の点を結んだ線並びに  
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

D1:	N35° 43.10'	E 135° 04.14'
D2:	N35° 43.70'	E 135° 03.84'
D3:	N35° 44.09'	E 135° 04.08'
D4:	N35° 44.38'	E 135° 03.72'
D5:	N35° 44.38'	E 135° 03.19'
D6:	N35° 43.85'	E 135° 02.53'
D7:	N35° 43.44'	E 135° 02.55'
D8:	N35° 42.59'	E 135° 03.74'

② F 久美浜周辺

次のF1～F6の点を結んだ線並びに  
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

F1:	N35° 38.91'	E 134° 54.06'
F2:	N35° 39.14'	E 134° 54.67'
F3:	N35° 40.74'	E 134° 55.37'
F4:	N35° 41.32'	E 134° 54.56'
F5:	N35° 41.32'	E 134° 51.83'
F6:	N35° 39.47'	E 134° 52.05'

③ E 網野西周辺

次のE1～E7の点を結んだ線並びに  
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

E1:	N35° 40.59'	E 134° 58.21'
E2:	N35° 41.86'	E 134° 57.59'
E3:	N35° 42.01'	E 134° 56.85'
E4:	N35° 41.57'	E 134° 56.18'
E5:	N35° 40.97'	E 134° 56.21'
E6:	N35° 40.18'	E 134° 57.03'
E7:	N35° 40.35'	E 134° 57.83'

※座標は全て世界測地系